

平成21年度  
(第2回)

鳥取市国民健康保険運営協議会資料

平成22年1月21日

## 目 次

### (協議事項)

- ①平成21年度国民健康保険費特別会計（事業勘定）歳入歳出  
決算見込み及び補正予算（案）について . . . . . 1～2
- ②国民健康保険事業の運営について
- ・国民健康保険の現状と課題 . . . . . 3
  - ・今後の収支見通しについて . . . . . 4～6
  - ・医療給付分費分保険料について . . . . . 7～8
  - ・後期高齢者支援金分等保険料について . . . . . 9
  - ・介護納付金分保険料について . . . . . 10～11

### <資料1>

- 平成21年度国民健康保険費特別会計（事業勘定）  
歳出当初予算（案）について . . . . . 1～6

### (参考資料)

- 平成20年度運営協議会答申(写)

資料

平成21年度国民健康保険費特別会計(事業勘定)  
歳入歳出決算見込及び2月補正予算(案)について

(歳入)

(単位:千円)

区 分 科 目	予算現額 (12月補正 後の額) A	決 算 見 込 額			2月補正 予算額 (B-A)	説 明
		収入済額	今後収入見込額	計 B		
1 国民健康保険料	3,789,811	2,308,668	1,481,143	3,789,811	0	
1 一般被保険者 国民健康保険料	3,519,316	2,083,252	1,436,064	3,519,316	0	
2 退職被保険者等 国民健康保険料	270,495	225,416	45,079	270,495	0	
2 一部負担金	2	0	2	2	0	
3 使用料及び手数料	2,500	1,060	1,440	2,500	0	
4 国庫支出金	4,392,313	1,941,420	2,867,209	4,808,629	416,316	
1 国庫負担金	3,211,400	1,941,420	1,619,937	3,561,357	349,957	療給負担金、高額共同事業負担金、特定健診負担金等
2 国庫補助金	1,180,913	0	1,247,272	1,247,272	66,359	調整交付金
5 県支出金	785,606	41,929	776,954	818,883	33,277	
1 県負担金	136,469	41,929	55,614	97,543	△ 38,926	高額医療費共同事業負担金、特定健診負担金等
2 県補助金	649,137	0	721,340	721,340	72,203	県調整交付金
6 療養給付費交付金	1,079,154	380,437	276,837	657,274	△ 421,880	退職被保険者医療費相当分
7 前期高齢者交付金	3,325,356	1,938,583	1,384,701	3,323,284	△ 2,072	交付金の確定
8 共同事業交付金	2,570,164	1,318,401	1,179,848	2,498,249	△ 71,915	高額医療費分 保険財政共同安定化分
9 財産収入	2,027	0	2,027	2,027	0	
1 財産運用収入	2,027	0	2,027	2,027	0	
10 繰入金	1,469,122	0	1,583,116	1,583,116	113,994	
1 保険基盤安定 繰入金	762,345	0	672,350	672,350	△ 89,995	保険料軽減分、保険者支援分
2 職員給与費等 繰入金	310,355	0	305,351	305,351	△ 5,004	
3 出産育児一時金等 繰入金	54,600	0	54,600	54,600	0	
4 財政安定化支援 繰入金	139,000	0	104,649	104,649	△ 34,351	
5 基金	202,822	0	446,166	446,166	243,344	
11 繰越金	2	13,326	1	13,327	13,325	
12 諸収入	12,100	24,411	5,736	30,147	18,047	
1 延滞金・加算金 及び過料	1,550	531	1,019	1,550	0	一般被保険者延滞金
2 雑収入	10,550	23,880	4,717	28,597	18,047	退職被保険者等第三者納付金
歳入合計	17,428,157	7,968,235	9,559,014	17,527,249	99,092	

(歳出)

(単位:千円)

科目	区分	予算現額 (12月補正 後の額) A	決算見込額			2月補正 予算額 (B-A)	説 明
			支出済額	今後支出見込額	計 B		
1	総務費	326,660	189,651	132,438	322,089	△ 4,571	
	1 総務管理費	256,395	160,971	91,514	252,485	△ 3,910	
	2 賦課徴収費	69,123	28,587	40,098	68,685	△ 438	
	3 運営協議会費	1,142	93	826	919	△ 223	
2	保険給付費	11,095,338	6,840,300	4,820,592	11,660,912	565,574	
	療養諸費	9,902,808	6,000,048	4,354,451	10,354,499	451,691	
	1 一般被保険者療養給付費	8,970,562	5,628,934	4,097,000	9,725,934	755,372	一般被保険者の医療費の増
	2 退職被保険者等療養給付費	864,437	327,909	228,889	556,798	△ 307,639	退職被保険者の医療費の減
	3 一般被保険者療養費	23,173	18,975	9,448	28,423	5,250	
	4 退職被保険者等療養費	3,409	0	1,867	1,867	△ 1,542	
	5 審査支払手数料	41,227	24,230	17,247	41,477	250	
	高額療養費	1,094,970	786,540	427,833	1,214,393	119,423	
	1 一般被保険者高額療養費	989,114	742,855	407,575	1,150,430	161,316	高額療養費の増
	2 退職被保険者等高額療養費	105,856	43,685	20,258	63,943	△ 41,913	高額療養費の減
	3 高額介護合算療養費	20	0	20	20		
	葬祭諸費	13,500	4,980	3,000	7,980	△ 5,520	葬祭費の支出件数の減
	出産育児諸費	84,020	48,732	35,288	84,020	0	出産育児一時金の支出件数の減
	移送費	20	0	20	20	0	
3	後期高齢者支援金	2,113,893	1,233,211	880,682	2,113,893	0	支援金の確定
4	前期高齢者納付金	6,743	3,511	2,501	6,012	△ 731	納付金の確定
5	老人保健拠出金	73,515	40,676	28,926	69,602	△ 3,913	拠出金の確定
6	介護納付金	844,843	491,258	350,895	842,153	△ 2,690	納付金の確定
7	共同事業拠出金	2,654,632	1,330,314	913,780	2,244,094	△ 410,538	拠出金の確定
8	保健事業費	132,539	32,285	54,471	86,756	△ 45,783	
	1 保健事業費	60,511	22,417	37,934	60,351	△ 160	
	2 特定健診等事業費	72,028	9,868	16,537	26,405	△ 45,623	受診見込み件数等の減
9	積立金	2,027	0	2,027	2,027	0	
10	諸支出金	30,655	14,515	17,884	32,399	1,744	
	償還金等	16,301	14,515	6,896	21,411	5,110	過年度還付金
	繰出金	14,354	0	10,988	10,988	△ 3,366	直診勘定へ12,121千円
11	予備費	147,312	0	147,312	147,312	0	
	歳出合計	17,428,157	10,175,721	7,351,508	17,527,249	99,092	
	歳入歳出差引計	0			0		

## 国民健康保険の現状と課題

### (1) 国保の現状と課題

医療保険制度は、高齢化の急速な進行等により年々増加する医療費と、長期低迷する経済情勢の影響や雇用状況の悪化と相俟って、その財政運営は年々厳しさを増し、医療保険制度そのものが大変厳しい状況となっている。

国民健康保険制度は、国民皆保険制度の基盤をなしているが、他の医療保険に属さない者を被保険者としているため、被用者保険と比べ低所得者や高齢者が多く、また無職の世帯が急増しており、その運営は極めて厳しい状況にある。

このような状況の中、国民皆保険を堅持し、医療保険制度を将来にわたり持続可能なものとしていくため、平成20年度から75歳以上の高齢者を対象とした後期高齢者医療制度が施行され、2年目を迎えたところである。

しかしながら、政権交代により、国においては、後期高齢者医療制度の廃止及び制度改革に向け「後期高齢者医療制度改革会議」を設置され、新たな制度創設に向けて今後約1年かけて検討を行い、平成25年度から新制度を施行するというスケジュールを示されている。

### (2) 本市の現状と課題

本市の国保事業は、国保運営基本方針の3本柱である「保険料収納率の確保・向上対策」、「医療費の適正化対策」、「保健事業の充実」を軸とした事業運営に努めているところであるが、年々医療費が増加している中で、全国的な傾向と同様、景気の低迷や75歳以上の者が後期高齢者医療制度に移行したことによる保険料収入への影響などの要因により、収益の確保が低下している状況にある。

国保事業の運営については、今後とも高齢化の進行などによる医療費の増嵩、所得の伸び悩みや低所得者層、無職世帯の増加などが予想され、保険料収入の確保がさらに厳しくなるものと思われる。

特に平成21年度においては、医療費が大幅に増加している状況にあり、基金の全額取り崩しを余儀なくされる状況となっており、平成22年度は、さらに厳しい状況になると見込まれる。

## 今後の収支見通しについて

### (概況)

今後の収支見通しにあたっては、医療制度改革に伴う被保険者数、世帯数の変動及び前期高齢者の財政調整の影響、所得などの状況や医療費の伸び率などを勘案して推計した。

国保の財政状況は、急速な高齢化の進行による医療費の増嵩、景気の低迷による保険料収入への影響等により非常に厳しい状況にある。

特に平成21年度においては、医療費が大幅に増加しており、基金の全額取崩しを余儀なくされる状況となっている。

平成21年度においては、経済情勢・雇用状況が非常に厳しい状況にあるため、被保険者にとって負担増とならないよう、収入の不足額は基金から補填することとし、全体としては引き上げは行っていない。

### (収支表)

22年度（見込み）は現行料率で試算

(全被保険者分)

(単位：千円)

科 目	年 度	2 0	2 1 (見込)	2 2 (見込)
歳 入		17,109,587	17,067,756	16,683,496
歳 出		17,174,318	17,527,249	17,561,194
単 年 度 収 支		△64,731	△459,493	△877,698
繰 越 金 ・ 基 金		78,057	459,493	1
収 支 差 引 計		13,326	0	△877,697

## (内訳：医療分)

(単位：千円)

年 度	2 0	2 1 (見込)	2 2 (見込)
科 目			
歳 入	14,144,365	14,074,634	13,663,642
	内保険料 2,547,925 その他 11,596,440	内保険料 2,586,295 その他 11,488,339	内保険料 2,553,788 その他 11,109,853
歳 出	14,304,723	14,571,203	14,626,262
単 年 度 収 支	△160,358	△496,569	△962,620
繰 越 金 ・ 基 金	78,057	459,493	1
収 支 差 引 計	△82,301	△37,076	△962,619

## 【歳入不足となる理由】

21年度については、当初見込みよりも医療費が増となっていることによる。  
22年度については、21年度の決算見込み額を見込んでいるが、現行の医療分の料率では、賄えないことによる。また、前期高齢者交付金が、前々年度（平成20年度）の実績に基づいて精算が行われることにより、前年度に比べ減となることによる。

## (内訳：後期高齢者支援金分)

(単位：千円)

年 度	2 0	2 1 (見込)	2 2 (見込)
科 目			
歳 入	1,926,205	2,113,297	2,120,002
	内保険料 826,893 その他 1,099,312	内保険料 828,305 その他 1,284,992	内保険料 839,606 その他 1,280,396
歳 出 (後期高齢者支援金)	1,856,213	2,113,893	2,022,625
単 年 度 収 支	69,992	△596	97,377
繰 越 金 ・ 基 金	0	0	0
収 支 差 引 計	69,992	△596	97,377

## 【算定根拠】

後期高齢者支援金の算定については、国から示される1人当たり負担見込額に被保険者数等を基準とし、伸び率等を勘案して算定することとなっている。

22年度の後期高齢者支援金については、上記のとおり2,022,625千円で、21年度に比べ、91,268千円の減となる。これは、前々年度の精算分が減算となることによるものである。



[22年度の後期高齢者支援金] - [21年度の後期高齢者支援金]  
 2,022,625千円 - 2,113,893千円 = △91,268千円

(内訳：介護分)

(単位：千円)

科目	年度	20	21 (見込)	22 (見込)
歳入		1,039,017	879,825	899,852
		内保険料 360,788 その他 678,229	内保険料 375,211 その他 504,614	内保険料 361,433 その他 538,419
歳出 (介護納付金)		1,013,382	842,153	912,307
単年度収支		25,635	37,672	△12,455
繰越金・基金		0	0	0
収支差引計		25,635	37,672	△12,455

【算定根拠】

介護納付金の算定については、毎年国から示される1人当たり負担見込額及び1人当たり負担額に前々年度の被保険者数等を基準とし、伸び率等を勘案して算定することとなっている。

22年度の介護納付金については下表のとおりで、21年度当初の介護納付金に比べ70,154千円の増となる。これは、前々年度の精算分の減算額が21年度に比べ減となることによるものである。

(単位：千円)

年度	介護納付金 (A) - {(B) - (C) + (D)}	概算納付 金 (A)	前々年度 概算納付 金 (B)	前々年度 確定納付 金 (C)	調整額 (D)
22	912,307	979,376	951,514	885,337	892
21	842,153	944,324	956,471	854,928	628
20	1,013,382	951,514	770,002	831,318	△552
19	1,179,191	956,471	628,638	851,103	255

[22年度の介護納付金] - [21年度の介護納付金] = 70,154千円

## 医療給付費分保険料について

### (保険料賦課限度額について)

賦課限度額について、国は所得の伸びや医療費の伸び、被用者保険との均衡等を勘案して見直しを行っており、国民健康保険法施行令に定める額による。平成20年度からは、保険料の賦課基準に後期高齢者支援分が新たに設けられたことに伴い、医療給付費の賦課限度額は47万円とされているが、平成22年度から3万円引き上げ、50万円とされる予定である。

賦課限度額の推移 (単位:千円)

年度 区分	8	9~18	19	20	21	22
国が示す基準	520	530	560	470	470	500

### (保険料率について)

#### (概況)

保険料の賦課割合については、国民健康保険法及び同法施行令により、その基準(応能50:応益50)が示されているところである。

なお、前年度または当該年度における応益割合が45%以上55%未満の市町村に対し、7割、5割、2割の保険料を軽減する措置が講じられているが、平成22年度からは、この範囲外の場合でも上記の軽減措置を講じることができるよう改正される予定である。

#### ※ 国民健康保険法施行令に定める賦課割合の基準

賦 課 割 合			
所得割	資産割	均等割	平等割
応能割計		応益割計	
40.0%	10.0%	35.0%	15.0%
50.0%		50.0%	

鳥取市における保険料率、賦課割合の推移（一般被保険者分）

項目 年度	保 険 料 率				賦 課 割 合			
	応 能 割		応 益 割		所得割	資産割	均等割	平等割
	所得割	資産割	均等割	平等割	応 能 割 計		応 益 割 計	
7	$\frac{7.4}{100}$	$\frac{25}{100}$	21,000	19,600	53.40	6.56	27.14	12.90
					59.96		40.04	
8	$\frac{6.3}{100}$	$\frac{18.4}{100}$	24,100	25,600	48.30	5.78	29.70	16.12
					54.08		45.92	
9	$\frac{6.3}{100}$	$\frac{18.4}{100}$	24,100	25,600	48.48	5.57	29.59	16.36
					54.05		45.95	
10	$\frac{6.3}{100}$	$\frac{18.4}{100}$	24,100	25,600	48.14	6.06	29.40	16.40
					54.20		45.80	
11	$\frac{6.3}{100}$	$\frac{18.4}{100}$	24,100	25,600	47.23	6.36	29.71	16.70
					53.59		46.41	
12	$\frac{6.3}{100}$	$\frac{18.4}{100}$	24,100	25,600	46.34	6.45	30.08	17.13
					52.79		47.21	
13	$\frac{6.3}{100}$	$\frac{18.4}{100}$	24,100	25,600	43.59	8.71	30.20	17.50
					52.30		47.70	
14	$\frac{6.3}{100}$	$\frac{18.4}{100}$	24,100	25,600	43.18	8.84	30.36	17.62
					52.02		47.98	
15	$\frac{6.3}{100}$	$\frac{18.4}{100}$	24,100	25,600	40.40	8.90	30.04	18.66
					49.30		50.70	
16	$\frac{6.3}{100}$	$\frac{18.4}{100}$	24,100	25,600	40.87	7.44	32.59	19.10
					48.31		51.69	
17	$\frac{6.9}{100}$	$\frac{20.9}{100}$	25,400	26,300	39.97	8.46	33.17	18.40
					48.43		51.57	
18	$\frac{7.7}{100}$	$\frac{23.0}{100}$	27,100	28,400	39.94	7.77	33.08	19.21
					47.71		52.29	
19	$\frac{8.0}{100}$	$\frac{21.2}{100}$	27,600	28,900	41.35	6.82	32.57	19.26
					48.17		51.83	
20	$\frac{5.3}{100}$	$\frac{16.8}{100}$	22,100	23,200	39.17	6.47	34.03	20.33
					45.64		54.36	
21	$\frac{5.7}{100}$	$\frac{16.8}{100}$	20,500	23,200	41.00	6.56	31.71	20.73
					47.56		52.44	

※平成16年度までは合併前の鳥取市の数値

※平成17年度、18年度は、鳥取地域の数値（市町村合併により各地域の数値は異なる。）

## 後期高齢者支援金分等保険料について

### (保険料賦課限度額について)

後期高齢者支援金分等の賦課限度額については、国民健康保険法施行令で12万円と定められているが、平成22年度から1万円引き上げ、13万円とされる予定である。

### (保険料率について)

後期高齢者支援金等分の保険料率については、医療分と同様に4方式(所得割、資産割、均等割、平等割)による算定方法である。

基本的には、全国一律の一人当りの負担額に基づく後期高齢者支援金によることとなる。

具体的には、社会保険診療報酬支払基金から通知される後期高齢者支援金額により、保険者が算定する。

賦課区分	料 率	
	20年度	21年度
所得割(%)	2.7	2.3
資産割(%)	4.4	4.4
均等割(円)	5,500	7,100
平等割(円)	5,700	5,700

### 鳥取市における保険料率、賦課割合の推移(一般被保険者分)

項目 年度	保 険 料 率				賦 課 割 合			
	応 能 割		応 益 割		所得割	資産割	均等割	平等割
	所得割	資産割	均等割	平等割	応 能 割 計		応 益 割 計	
20	$\frac{2.7}{100}$	$\frac{4.4}{100}$	5,500	5,700	54.63	4.68	25.57	15.12
	59.31		40.69					
21	$\frac{2.3}{100}$	$\frac{4.4}{100}$	7,100	5,700	45.97	4.95	33.53	15.55
	50.92		49.08					

## 介護納付金分保険料について

### (保険料賦課限度額について)

介護納付金賦課限度額については、国民健康保険法施行令で定められているところであり、平成21年度から10万円とされており、平成22年度も同額の予定である。

### 賦課限度額の推移

(単位:千円)

年度 区分	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
国が示す基準	70	70	80	80	80	90	90	90	100	100

### (保険料率について)

介護納付金分の保険料率については、医療分と同様に4方式(所得割、資産割、均等割、平等割)による算定方法である。

基本的には、全国一律の一人当りの負担額に基づく介護納付金によることとなる。具体的には、社会保険診療報酬支払基金から通知される介護納付金額により、保険者が算定する。

賦課区分	料 率		
	19年度	20年度	21年度
所得割(%)	2.1	2.1	2.1
資産割(%)	4.4	4.4	4.4
均等割(円)	7,700	7,700	7,700
平等割(円)	5,200	5,200	5,200

(参 考)

本市における保険料率、賦課割合の状況(一般被保険者分)

項目 年度	保 険 料 率				賦 課 割 合			
	応 能 割		応 益 割		所得割	資産割	均等割	平等割
	所得割	資産割	均等割	平等割	応 能 割 計		応 益 割 計	
12	$\frac{0.7}{100}$	$\frac{2.0}{100}$	4,300	3,200	48.93	4.97	29.74	16.80
					53.40		46.60	
13	$\frac{0.9}{100}$	$\frac{3.0}{100}$	4,900	3,600	46.88	6.46	28.51	16.15
					55.34		44.66	
14	$\frac{0.9}{100}$	$\frac{3.0}{100}$	4,900	3,600	48.82	6.46	28.54	16.19
					55.27		44.73	
15	$\frac{0.9}{100}$	$\frac{3.0}{100}$	4,900	3,600	44.36	6.67	31.29	17.68
					51.03		48.97	
16	$\frac{1.4}{100}$	$\frac{4.3}{100}$	6,700	5,000	44.11	5.36	32.01	18.52
					49.47		50.53	
17	$\frac{1.4}{100}$	$\frac{4.3}{100}$	6,700	5,000	43.08	5.45	31.99	19.48
					48.53		51.47	
18	$\frac{1.5}{100}$	$\frac{4.4}{100}$	6,700	5,200	43.13	5.35	31.41	20.11
					48.48		51.52	
19	$\frac{2.1}{100}$	$\frac{4.4}{100}$	7,700	5,200	49.87	4.41	30.02	15.70
					54.28		45.72	
20	$\frac{2.1}{100}$	$\frac{4.4}{100}$	7,700	5,200	47.31	4.47	31.32	16.90
					51.78		48.22	
21	$\frac{2.1}{100}$	$\frac{4.4}{100}$	7,700	5,200	47.06	4.68	31.25	17.01
					51.74		48.26	

※平成16年度までは合併前の鳥取市の数値